

令和2年度 社協会員募集

..... あなたも地域のサポーターに!

住み慣れたまちで誰もが安心して暮らしていけるよう、小金井市社会福祉協議会は住民の皆様、福祉関係機関、市民活動団体等のご理解とご協力のもと、様々な福祉活動をおこなっております。こうした活動は会員の皆様によって支えられています。

「会員」とは、社協が行う地域福祉事業にご理解いただき、会費や寄附金などの財政的な支援で地域福祉活動に参加・協力して下さる方のことです。昨年度は、10,000名の市民の皆様にご協力いただきました。

ぜひ会員となって地域福祉の推進にご協力をお願いします。

普通会員	年額 300円以上	一般家庭(世帯)
賛助会員	年額 1,000円以上	個人・団体・法人
特別会員	年額 5,000円以上	

令和元年度の
会費実績
4,394,324円

普通会員 7,683件
賛助会員 581件
特別会員 120件

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された民間福祉団体(社会福祉法人)で、市民の皆様及び福祉活動を行う方々、社会福祉事業経営者など多くの参加により民間の立場から福祉のまちづくりを目指しています。

市民の皆様による「共助の推進(地域の結びつきを深める福祉活動、ボランティア活動の推進・支援)のほか「公助の担い手(行政からの受託事業、介護保険サービスなど)として様々な地域福祉事業に取り組んでいます。

社協の主な地域福祉活動



～社協の主な地域福祉活動～

加入方法

- ① 窓口 ② 町会・自治会で取りまとめている地域もございます。
- ③ お振込

銀行振り込みをご利用の場合

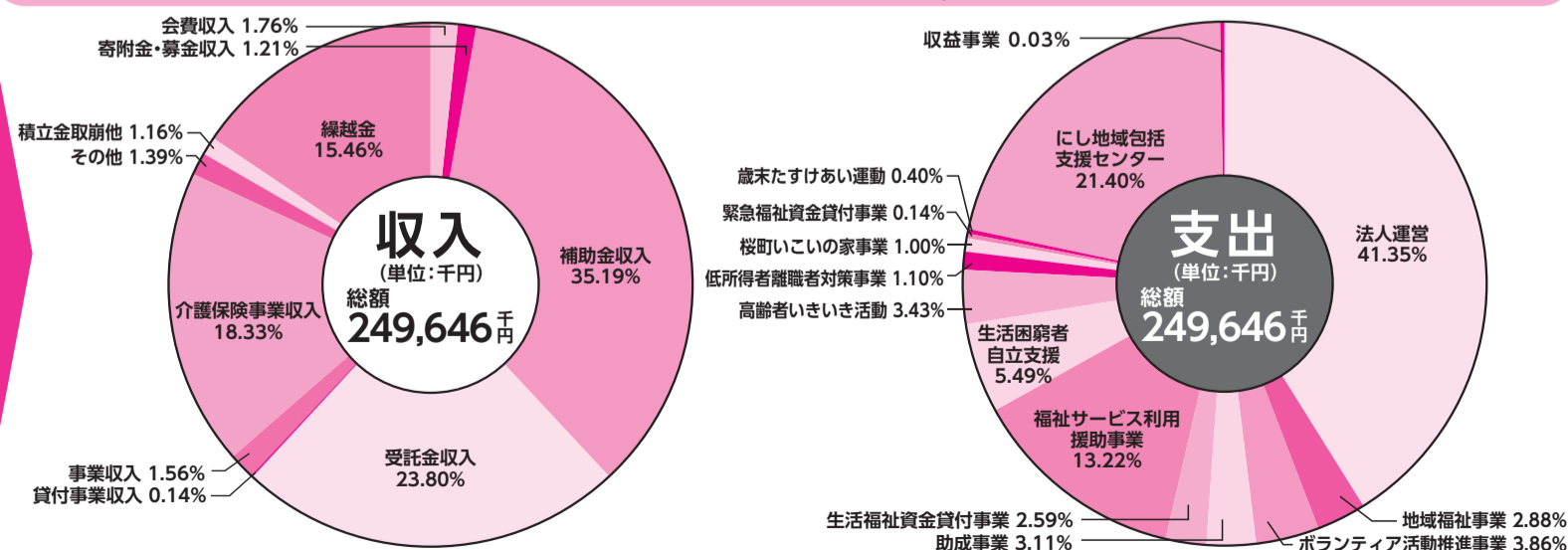
【ゆうちょ銀行】
口座番号 〇一九(ゼロイチキョウ)店 当座0316314
加入者名 (フク) コガネイシヤカイフクシキョウギカイ
社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会

郵便局をご利用の場合

口座番号 00140-3-316314
加入者名 (フク) コガネイシヤカイフクシキョウギカイ
社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会

問合せ 事務局 ☎042-386-0294

《令和元年度 決算》



社協の家計簿

社協だより

福祉こがねい

令和2年8月1日 No.129

発行 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会(社協)
 発行人 月曜日～金曜日(土日祝日除く)8:30～17:00
 所在地 〒184-0004小金井市本町5-36-17 電話 042(386)0294
 発行日 令和2年8月1日 FAX 042(386)1294
 ホームページアドレス http://Koganei-cos.org
 メールアドレス k-shakyo@com.home.ne.jp

●ボランティア・市民活動センター ☎042(387)0011
 ホームページアドレス: http://kvac.jp/
 メールアドレス: vc-koganei@circus.ocn.ne.jp/
 ●小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい ☎042(386)0121
 ●小金井市自立相談サポートセンター ☎042(386)0295
 ●小金井にし地域包括支援センター ☎042(386)7373
 ●市民協働支援センター準備室 ☎042(385)7767(FAX兼)
 ●桜町市民いきいきの家 ☎042(316)6486(火・水・木)(FAX兼)
 ホームページアドレス: http://sakura-ikoi.jimdo.com

新型コロナウイルス感染症の影響により 生活資金にお困りの方へ

特例貸付を実施

申込にあたって **必ず事前にお電話でご相談ください** ・原則、郵送による申請となります
 ・新型コロナウイルス罹患された方や濃厚接触の可能性のある方は、ご相談の際お伝えください

申込・問合せ 自立相談サポートセンター ☎042-386-0295

【緊急小口資金】(特例貸付)

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- 貸付上限額 20万円以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内
- 貸付利率 無利子
- 連帯保証人 不要

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

【総合支援資金】(特例貸付)

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- 貸付上限額 (二人以上)月20万円以内
(単身)月15万円以内 貸付期間:原則3ヶ月以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 10年以内
- 貸付利率 無利子
- 連帯保証人 不要

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

※今回の特例措置では新たに、償還(返済)時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとなっています。

自立相談サポートセンター

問合せ ☎042(386)0295

まずは
お電話を!

経済的な困り事と合わせて、生活上で様々な不安や課題を抱えた方の相談窓口です。どうしたらいいかを一緒に考え、解決に向けてサポートしていきます。相談は無料、もちろん秘密は厳守します。まずはご相談ください。

自立相談支援事業

- ・病気やケガで働けなくなった
- ・お金も食べ物も底をついた
- ・住居確保給付金(家賃補助) 離職、やむをえない休業等によって、収入を得る機会が減少した方。収入要件あり。支給上限額は、世帯人数による。原則3ヶ月間

家計改善支援事業

- ・税金を滞納している
- ・子どもの進学費用が心配
- ・年金だけでは生活できない
- ・クレジットカードの支払いに困っている

ひきこもり相談窓口

相談日時 毎月 第4火曜日 10:30～13:00
 相談対象 概ね16歳以上のひきこもりの方及びご家族の方
 相談場所 小金井市社会福祉協議会2階会議室
 申込 事前予約 1回の相談日あたり2組まで
 費用 無料 問合せ ☎042-386-0295

受験生チャレンジ支援貸付事業

中学3年生・高校3年生等のお子さんをお持ちの一定所得以下の世帯に
学習塾等受講料、高校・大学等受験料の貸付を行っています。

今年度の申請受付は 令和3年2月5日(金)まで

東京都では、一定所得以下の世帯の子供たちへの支援を目的に、受験生チャレンジ支援貸付事業を行っています。

学習塾等受講料貸付金	高校受験料貸付金	大学受験料等貸付金
中学3年生・高校3年生等 200,000円以内	27,400円(上限) 1校あたり (23,000円・4回まで)	80,000円(上限) (回数や1回あたりの 上限の定めなし)

※貸付対象となる学校へ入学した場合等、申請により返済が免除されます。

問合せ 自立相談サポートセンター ☎042-386-0295

令和2年7月豪雨 災害義援金の募集

7月3日からの豪雨により、各地で記録的な大雨となり、河川の堤防決壊等による洪水や土砂崩れ等の災害が各地で発生しました。この災害により亡くなられた方のご冥福を祈るとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。中央共同募金会では、被災された方々の支援のため義援金を募集しています。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

- 1.受付期間 令和2年7月13日(月)から12月28日(月)
- 2.受入金融機関

- (1)ゆうちょ銀行
 口座番号 00140-4-325150
 口座名義 中央共同募金会令和2年7月豪雨災害義援金
- (2)三井住友銀行
 支店名 東京公務部
 口座番号 普通預金 0148483
 口座名義 (福)中央共同募金会
- (3)りそな銀行
 支店名 東京公務部
 口座番号 普通預金 0126807
 口座名義 (福)中央共同募金会



※振込手数料の取り扱い等、詳しくはホームページをご確認ください。https://www.akaihane.or.jp/
 ※確定申告の際は、金融機関で中央共同募金会の振込金受領証等に義援金募集要綱を添えることで税制優遇措置を受けることができます。

ボランティア・市民活動センターより

問合せ ☎042-387-0011

小金井青年会議所と協働でフードドライブ支援を実施



令和2年5月18日(月)～6月12日(金)の間、「小金井フードドライブ支援」と銘打ち、食糧支援を行いました。フードドライブとは、家庭などで余っている食料品を集めて、食事に困っている団体や個人に寄付をする食糧支援活動を言います。

今回は生活に困窮している学生(大学生、大学院生、専門学校生)へ食糧支援を行うことを目的としました。期間中、60名の市民・団体の方から900点の食料品をご寄付いただきました。また、いただいた食料品は、延べ98名の

学生に配布させていただきました。支援を受けた学生さんも徐々に増えていき、新型コロナウイルスの影響が学生の生活にも影響していることに驚きました。

最初の頃は災害用に備蓄していたカレーなどのレトルト食品やお米といった保存食の寄付が多かったのですが、徐々に様々な種類の食材や調味料、お菓子などもご寄付いただきました。

市民の方からは「コロナ禍の中、自分に何か



できることはないか考えていた。お役に立ててよかった」「他人ごとではないので」などの声をいただきました。寄付していただいた方は学生さんのことを本当に心配している様子でした。

多くの方が不安を抱えている今、何かできることをしたい、という皆様の温かい思いが、この支え合いの活動につながりました。

ご協力いただきました市民の皆様、関係諸団体の皆様、誠にありがとうございました。



手作り布マスクボランティア

小金井ボランティア・市民活動センターでは、ボランティアセンターでの活動が新型コロナウイルスの影響でストップしている中、ボランティアの方に活躍してもらえる場として、有志の方を中心に、サイズ(大人用・子供用)、種類(立体型・ブリーツ型)様々なタイプのマスクづくりに取り組んでいます。



手づくりマスクは市民の方に活用していただけるよう今後お届けしていきます。

おたよりボランティア実施

新型コロナウイルス感染拡大のため、地域のサロンやイベントなどが中止・延期となっており、高齢者の居場所が非常に限られている現状があり、なかなか外出できないことが続いています。そこで、本会で把握しているひとり暮らし高齢者の方へ残暑お見舞いのハガキをお送りいたします。

ハガキは小金井市子供会育成連合会や学校などにご協力いただき、市内の子どもたちに書いていただいています。



ボランティア保険に加入していますか?

新型コロナウイルスに関する自粛・休業要請が緩和され、細心の注意がまだまだ必要ではありますが、徐々に今までの日常を取り戻すために動き出しています。このような中、ボランティア活動を再開する方も増えてくるかと思えます。

再開の前に今年度分の「ボランティア保険」に加入しているかをご確認ください。

ボランティア保険

加入の際に必要な書類は、①保険申込票 ②保険料 ③加入者全員の氏名・住所・電話番号が入った名簿3部 となっております。保険料の支払いは現金・払込の対応となっております。

行事保険

市民活動の一環として行事を主催する団体が加入できます。受付の際に必要な物は①加入申込票 ②払込用紙 ③名簿3部(ボランティア保険と同様の内容のもの※1日行事の場合は提出不要ですが、事故発生時に必要となりますので、必ず備えてください)となっています。また、1枚の用紙で1ヶ月分の行事の記載をお願いします。なお、一度に複数月の加入を希望される場合には、最大で申込日から3ヶ月先の末日までに開催される行事を申し込み事が可能です。

団体・個人の方よりマスク消毒液の寄付がありました



新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染予防対策に必要なマスクや消毒液などが非常に入手にくい状況が生じました。

いまだに以前と同じとはいかない状況の中、福祉の現場や困っている人たちのために消毒液やマスクなどのご寄付を企業、団体、個人の方から寄せられました。まだまだ新型コロナウイルス感染症は終息していませんので、いただいたマスク、消毒液などは本会の活動で活用させていただくほか、福祉団体・施設などへ配布させていただきます。ご支援誠にありがとうございました。

■ご寄付いただいた皆様(敬称略) 志賀興業株式会社、小金井青年会議所、都立北高校生徒会、是枝朝朗、小金井市商工会青年部、その他匿名

都立小金井北高等学校より手作りマスク届く

都立小金井北高等学校生徒会より手づくりマスク40枚をご寄付いただきました。学校全体でマスクづくりに取り組んでいたいただき、感謝いたします。



権利擁護センター ふくしネットこがねい

小金井市権利擁護センターは、認知症の高齢者や精神に障がいのある方、知的に障がいのある方、身体に障がいのある方、要介護高齢者に対し、市役所等の手続きのお手伝いや日常的なお金の出し入れなどをお手伝いする「地域福祉権利擁護事業」と認知症等で判断力に不安のある方に対し、後見人をつける「成年後見制度」の推進機関として、利用支援を行うセンターです。小金井市権利擁護センターでは、下記のような様々な事業を行っています。

相談事業(無料)

センターでは、5つの相談を行っています。

- 1 総合相談
- 2 福祉サービス利用に際しての相談
- 3 判断力に不安のある方等への権利擁護相談
- 4 成年後見制度の利用相談
- 5 福祉サービスに対する苦情相談

成年後見制度

成年後見制度の相談の他、制度を推進するための下記の事業を行っています。

- 1 成年後見制度普及のための講演会
- 2 専門家による相談会
- 3 親族後見人や専門職後見人等との連絡会
- 4 センター運営に助言をいただくため運営等審査会の開催
- 5 市民後見人の養成と活用
- 6 成年後見制度に関係する市内団体との連絡会の開催
- 7 法人後見人や後見監督人の受任 など

地域福祉権利擁護事業(有料)

利用できる人

認知症の高齢者の方や精神に障がいのある方、知的に障がいのある方、身体に障がいのある方、要介護高齢者

サービス内容

- 1 福祉サービス利用援助サービス
 - ・介護保険等福祉サービスに関する利用援助
 - ・郵便物の確認 ・契約に対する補助や立ち合い
 - ・本人が在宅で生活していくための情報提供 など
- 2 日常的金銭管理サービス
 - ・税金、社会保険料、公共料金、医療費、家賃等の支払い手続き
 - ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き など
 - ・日常生活に必要な預貯金の払い戻し、預け入れなどの手続き
- 3 書類預かりサービス
 - ・定期預金の通帳 ・土地家屋の権利書 ・契約書類
 - ・保険証書 ・年金証書 など

※日常的な金銭管理サービスと書類預かりサービスのみ利用はできません。福祉サービス利用援助サービスとの併用が必要です。

利用料金

- ①福祉サービス利用援助サービス
 - 1回 1時間 1,500円(以降、30分ごとに600円を加算)
- ②日常的な金銭管理サービス
 - ・通帳を預からない場合 1回 1時間 1,500円
 - ・通帳を預かる場合 1回 1時間 3,000円(以降、30分ごとに600円を加算)
- ③書類預かりサービス 1ヶ月 1,000円

問合せ 権利擁護センター ☎042-386-0121

小金井にし地域包括支援センター

問合せ ☎042-386-7373 FAX:042-386-7374

平成20年から「小金井にし地域包括支援センター」の運営を小金井市より受託しました。お住まいの地域の身近なところで高齢者の問題の様々なご相談に応じています。お気軽にご相談ください。

事業案内	<ul style="list-style-type: none"> ●開所時間:月曜日～土曜日(祝日を除く)9:00～17:30 ●所在地:小金井市貫井北町2丁目5番5号 ●担当地区:本町4、5丁目・桜町2丁目・貫井北町
------	--

介護予防ケアマネジメント

介護予防の対象者に介護予防ケアプランの作成、評価などを行います。

総合相談・支援

介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

権利擁護・虐待早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護や虐待防止の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見、防止を進めています。

地域のケアマネジャーなどの支援

ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。

※市内には、4か所の地域包括支援センターがございます。お住まいの地域のセンターにご相談ください。担当地区()

- 小金井きた地域包括支援センター ☎042-388-2440 (梶野町・梶野町・緑町・本町2、3丁目・桜町1、3丁目)
- 小金井みなみ地域包括支援センター ☎042-388-8400 (前原町・本町6丁目・貫井南町)
- 小金井ひがし地域包括支援センター ☎042-386-6514 (東町・中町・本町1丁目)

小金井市市民協働支援センター準備室

小金井市の委託を受けて、市民協働の推進に向けた業務を行っています。

- 市民協働・市民活動に関する相談窓口
- 市民協働に関するイベント等への参加・協力
- 市民活動団体等が行う協働事業のコーディネート
- 市民協働・市民活動についての情報収集・発信
- 市民活動団体リストの管理

「市民活動団体リスト」について

みつめて うごいて つながろう!

市内を拠点に活動する市民団体を紹介しています。「福祉・医療」「スポーツ」「文化」「まちづくり・地域活性化」「子育て・教養」「環境」「国際的活動」「その他」の計8分野ほか地域の情報を掲載しております。地域参加をしてみたい方や市内でどんな団体が活動しているのか知りたい方協働事業の相手を探している方はぜひ一度手に取ってみてください!

当りリストは、社協ほか市コミュニティ文化課、各公民館にて閲覧が可能です。また市のホームページにて検索いただけます。新たにメンバーを募集されたい団体、活動内容に変更がある団体はご連絡ください。



問合せ ☎ TEL/FAX:042-385-7767

- 市と連携した、市民協働の推進に向けた仕組みづくり等の検討
- 市民活動団体リストの管理

協働事業提案制度についてのご相談

協働事業提案制度とは、団体から提案のあった「公共的な課題を解決する事業」を、団体と市が力を合わせて実施する制度です。例年、秋に説明会開催、募集要項が出され、事業に対し最大50万円までの補助を希望できます。応募条件があり、事前にこちらにてご相談をいただいております。

■令和元年度市民協働事業採択事業
「未来のまちづくり体験ゲーム SIMuけいみらい2030」(こがねいとち団)

市民の皆さまの視点、知恵をいかしてのご提案が地域の課題解決につながるよう、ご一緒に考えてまいります。